

指定外来種一覧

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	該当する条件	指定日
植 物 (4種)	イチビ(キリアサ、ゴサイバ)(アオイ科)	I : 作物と競合し、生育阻害や収量低下を招くほか、強い異臭のため、乳生産不良などの畜産被害をもたらす。	H19.5.1
	ワルナスビ(ノハラナスビ、オニナスビ)(ナス科)	I : 飼料畑等で作物と競合し収量低下を招く。棘があり、果実には有毒成分があるため、飼料の品質低下や傷害を起こす。	H19.5.1
	トゲチシャ (トゲチシャ) (キク科)	I : 道路や草地に生育し、葉や茎の裏面の主脈にはトゲがある。県内においても侵入が確認されている。市街地の在来植物を基盤とする植生への影響と、トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。	R2.3.31
	メリケントキンソウ (キク科)	I : 公園など地肌が見える明るい場所で生育し、トゲのある種子を形成する。県内においても侵入が確認されている。トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。	R2.3.31
哺乳類 (1種)	ハクビシン (ジャコウネコ科)	I : 県内で捕獲数が増加し、生息域が拡大する傾向にあり、農業被害も深刻化しはじめている。	H19.5.1
爬虫類 (1種)	ワニガメ (カミツキガメ科)	II : 県内で捕獲事例があり、捕獲の際に人に傷害を与える可能性がある。大型の動物捕食者として生態的影響も想定される。	H19.5.1
魚 類 (5種類)	ピラニア類 (カラシン科)	II : 観賞魚として複数種が流通。昨年、琵琶湖で漁業者が遺棄個体を捕獲。生態的影響は想定しにくいだが、歯が鋭く漁業者への咬傷の可能性。一般には人に危害を及ぼす魚のイメージが強く、水泳場等で確認されると風評被害を招く可能性がある。	H19.5.1
	タイリクバラタナゴ (コイ科)	I・II : かつて琵琶湖にいたニッポンバラタナゴと完全に置き換わった。在来他のタナゴ類とも産卵母貝をめぐって競合する。観賞用として安価で流通し、タナゴ類の復活を願って慈善的放流がなされる場合がある。	H19.5.1
	カワマス (サケ科)	II : サケ科イワナ属の美しい釣魚。在来のイワナと競合するだけでなく、交雑する可能性がある。	H19.5.1
	ブラウントラウト (サケ科)	II : サケ科の大型釣魚として人気があり、北海道等では意図的放流により生息域を拡大。在来魚を捕食したり、イワナ等と競合したりする可能性がある。	H19.5.1
	オヤニラミ (スズキ科)	I・II : 観賞魚として流通。京都府以西に自然分布し、関東・中部地方で定着域が拡大。県内でも相次いで生息が確認され、一部は九州起源と判明。動物食の傾向が強く、生態的影響が顕在化するおそれがあり、放流の抑制など適正管理が必要。	H19.5.1
貝 類 (2種)	スクミリンゴガイ (リンゴガイ科)	I・II : 温暖地では稲に甚大な被害をもたらす。水生植物の食害も想定される。黄色い個体は「ゴールデンアップルスネール」として観賞用に流通。生息域は、長年野洲市周辺に限られていたが、最近彦根市に拡大した。	H19.5.1
	コモチカワツボ (ミズツボ科)	I・II : 世界各地で多様な水域に定着し、神奈川県等の河川でも大増殖、滋賀県内でも複数個所で定着している。微小な巻貝で、ホタルの若令幼虫の餌として放流される例が知られている。	H19.5.1
甲殻類 (2種)	フロリダマミズヨコエビ(マミズヨコエビ科)	II : 水槽で栽培されていた水草とともに野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。琵琶湖の固有種ナリタヨコエビへの影響が懸念される。	H25.11.1
	カワリヌマエビ属(ミナミヌマエビの滋賀県個体群を除く。) (ヌマエビ科)	I・II : 本種は、水槽や池で餌として飼育されていたり栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。在来のヌマエビとよく似た生息場所に生息することから、在来種への影響が懸念される。	R2.3.31
貝 類 (3種)	ヒメリンゴマイマイ (マイマイ科)	II : 国内では大阪府、千葉県、茨城県などに定着しており、乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしている。滋賀県でも早期警戒が必要。	R2.3.31
	マダラコウラナメクジ (コウラナメクジ科)	II : 国内では茨城県、島根県、長野県、埼玉県などに定着しており、体長15cmに達する超大型のナメクジであり、海外では農業被害を及ぼしている。また、在来種に悪影響を及ぼすおそれがある。滋賀県でも早期警戒が必要。	R2.3.31
	オオクビキレガイ (オカチヨウジガイ科(オカチキレガイ科))	II : 国内では九州北部や京阪神などに定着しており、乾燥に強く畑地で増殖が可能であり、農業被害や在来種への影響が危惧される。滋賀県でも早期警戒が必要。	R2.3.31
その他 (1種)	オオミジンコ (ダフニア・マグナ) (ミジンコ科)	II : 毒性試験等の標準動物で、実験現場で広範に利用されている。逸出した場合、湖沼生態系に影響を与えるおそれがあり、逸出させないよう適正管理が求められる。	H19.5.1
合計 19種類 (植物 : 4種 動物 : 15種)			

指定解除された指定外来種一覧

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	該当する条件	指定日 解除日
魚 類 (3種類)	ガー科全種 (ガー科)	Ⅱ：複数種が観賞魚として、主に幼魚で流通。大型化するため、遺棄された個体が全国各地で捕獲されている。県内でも繁殖・定着可能性のある種を含む。歯が鋭いため、取扱いの際に傷害をもたらす可能性もある。	H19.5.1 指定 H30.3.30 解除
	オオタナゴ (コイ科)	Ⅱ：観賞魚として流通。霞ヶ浦水系で定着・増加し、在来タナゴ類との競合が生じている。この水域からの産卵母魚の生体移動は、本種の卵・仔魚を拡散させる可能性がある。	H19.5.1 指定 H28.9.30 解除
	ヨーロッパオオナマズ(ナマズ科)	Ⅱ：黄色化した個体を含め、観賞魚として幼魚が流通している。一昨年、県内でも遺棄個体が確認された。非常に大型化し、在来ナマズ類との競合(交雑も)が懸念される。	H19.5.1 指定 H28.9.30 解除